

【参考資料】用語解説

あ行

◆ N P O (Non-Profit Organization)

社会的な使命を達成することを目的にした民間の非営利型組織。非営利とは利益を上げないという意味ではなく、利益は団体の活動目的を達成するための費用に充てるということである。特定非営利活動促進法（NPO法）による法人格を取得した団体を通称NPO法人というが、一般に、こうした狭い意味ではなく、政府・自治体や企業では扱いにくいニーズに対応するための活動や社会的な問題を解決するための活動を行う組織や団体をさす。

か行

◆ 開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

◆ 環境負荷

人の生活や都市活動により環境に加えられる影響のこと。大気汚染や水質汚濁、生態系の破壊などの原因となる自動車や工場からのガスの排出、家庭や工場からの排水、開発などによる自然の改変など、環境保全上支障の原因となる恐れのあるもの。地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスや、ヒートアイランド現象の原因である都心部の廃熱なども含まれる。

◆ 幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通、及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。

◆ 既存ストック

都市における生活や産業を支える基礎的な都市基盤や公共施設、公益的な民間施設などで、既にあるもの、あるいはそれらの総量をさす。広義には、土地、住宅、産業施設など、既存の都市の資源や資産を全般的に示す表現として用いられる。

◆ 急傾斜地崩壊危険区域

がけの斜面角度が30度以上でかつ高さが5メートル以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する区域。

◆ 協働

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」のこと。

◆ 建築協定

建築基準法に基づいて、関係権利者が合意のもとで建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定。

◆ 公共交通

電車、バス、地下鉄などの不特定多数の人々が利用できる交通機関。

◆ 高度利用

容積率の高い建物による土地利用。高度利用によって良好な市街地を形成するためには、道路などの公共施設が整備されていること、一定以上の敷地規模であること、敷地内に有効空地が確保されていることなどが必要である。

◆ コーホート要因法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことで、コーホート要因法は、将来人口を推計する手法の一つで、集団毎（5歳階級）の時間変化を軸に人口の変化を捉え、将来の人口を推計する。

さ行

◆ 市街地整備

良好な市街地環境を創出することを目的として、市街地の基盤施設や環境を整備することを総称している。一般に道路、公園などの基盤施設の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの面的な整備をいう。

◆ 総合計画

地方自治法の規定に基づく計画で、市のまちづくりの指針となるものであり、市がめざすまちづくりの方向やそれを実現するための施策などを定める重要な計画。

た行

◆ 地区計画

一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関して、必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行

為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

◆ 都市機能

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能をいう。

◆ 都市基盤

道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動）を支える基幹的な施設のことをさす。

◆ 都市計画道路

都市計画法に基づく都市施設として定められる道路。

◆ 都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和43年に制定された法律。都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律である。

都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、市街化区域と市街化調整区域の区分、地域地区の指定、都市施設の計画など、都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制などについて定めている。都市計画区域の指定や都市計画の基本的な事柄については都道府県が、その他については市町村が定めることとされている。

◆ 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、市町村界を超える広域的な観点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などについて、都道府県が都市計画区域ごとに定めるものであり、市町村が定める都市計画マスタープランとは性質が異なる。

◆ 都市構造

道路、鉄道などの根幹的な都市施設や河川などの大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもの。

◆ 都市施設

道路や公園、下水道、ごみ処理場、その他まちの中で基幹的、骨格的な機能を持つ公共施設のことである。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置などを都市計画で定めておくことができる。

は行

◆ 防災マップ

防災マップは、ハザードマップとも呼ばれ、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、災害発生時の被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

◆ バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ま行

◆ マクロ

直訳すると「巨大である、巨視的である」などの意味であり、広い視点で捉えるという意味で用いられる。（⇔ミクロ）

や行

◆ ユニバーサルデザイン

すべての人が使いやすく利用できるように設計された施設や器具等をさす。

◆ 容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。用途地域に依りて最高限度が定められている。

◆ 用途地域

都市計画法上の地域地区のうち最も基本的な地域であり、住宅地の望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すために定められる。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の3つがあり、そのなかでさらに細かく分けられ全部で12種類ある。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その用途や規模、形態などが規定される。

ら行

◆ ロードサイド型店舗

幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のことをいい、都市郊外の主要幹線沿いに立地するものを指す場合が多い。